



お手元に届くのはこのような書類です

あなたのマイナンバーです

大切に保管してください。転居などで記載内容が変更になるときは、手続きの際に窓口へご持参ください。

個人番号カードが必要な方のための申請書です

- ◆個人番号カードの交付は、来年1月から始まります。
- ◆個人番号カードの取得は、強制（義務）ではありません。
- ◆個人番号カードの用途や申請方法など、詳細は広報10月号に掲載します。

(表)

通知カード
個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子
住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1
平成5年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月01日

個人番号カード交付申請書
電子証明書の発行申請書
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
番号 花子
氏名
住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1
生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女
【代替文字情報】
電話番号
在留期間等 満了日
右欄の赤字表記を希望する
視覚障がい者用 音声コード
10000019 01/01
3190110000019#

(裏)

●法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。
●この通知カードは、住所変更の際に、お持ちのマイナンバー通知カードを廃止していただく必要があります。
●この通知カードは、個人番号カードの交付を受けたい場合は、お持ちのマイナンバー通知カードを廃止していただく必要があります。

顔写真貼付欄
サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)
申請日 年 月 日
申請者氏名 (自署) 印
●最近6ヶ月以内に撮影
●正面、無帽、無背景のもの
●顔面に、氏名、生年月日を記入してください。

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。
 署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には印刷発行されません。
 利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が制限される場合があります。

代理人
代理人氏名 (自署) 印 本人との関係
代理人住所 (電話番号)

●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の代理人記録欄にご記入ください。
●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
●表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

10月
から

マイナンバーの通知カードを送付します

通知カードは住民票の住所の世帯ごとに簡易書留（転送不要）で届きます

- ◆郵便局に転送手続きをしても、通知カードは転送されません。
- ◆住民票の住所と異なる所にお住まいの方は、受け取ることができない可能性があります。すでに転居している方で、住所変更手続きが済んでいない場合は、9月末までに手続きを行ってください。

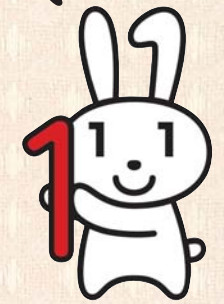
希望する方は9月25日までに申請が必要です！

やむを得ない理由により住所地以外で通知カードを受け取りたい方

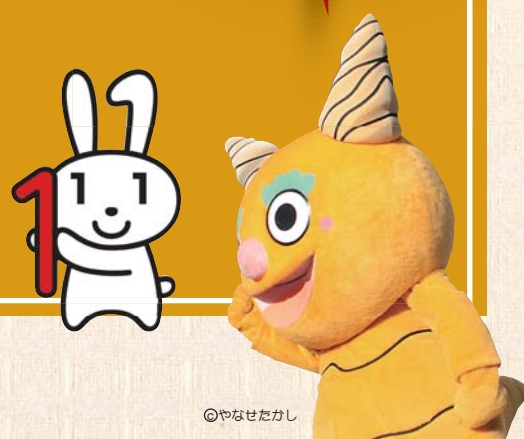
- 次のいずれかに該当する方は、住所地ではなく、現在お住まいの場所（居所）で通知カードの受け取りができます。
- ①東日本大震災により被災し、避難している方
 - ②DV等被害者で、居所に移動している方
 - ③長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所していて、住所地に誰も居住していない方
 - ④①～③以外のやむを得ない理由のある方

- 申請書の提出先
住民票のある市区町村の通知カード担当窓口へ提出もしくは郵送
※申請書は、市民保険課市民班・各支所、または香美市HPでダウンロード
- 申請に必要な書類
- ◆本人確認書類
住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証等
 - ◆居所に居住することを証する書類
賃貸契約書、医療機関・施設等が発行する入院、入所証明書等
 - ◆代理人が申請する場合に必要な書類
法定代理人…戸籍謄本その他資格を証する書類
任意代理人…本人の委任の事実を確認する書類（委任状等）
代理人の本人確認書類

1人に1つ
マイナンバー



教えて！
マイナちゃん



Q 通知カードなどの記載内容に変更があった場合、手続きが必要？

A 引っ越しなどで転入届を出すときは、通知カードまたは個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。それ以外の場合でも、通知カードなどの記載内容に変更があった場合、14日以内に市町村への届け出が必要です。

Q マイナンバー制度が導入されると住基カードはどうなるの？

A 個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行わない予定です。ですが、それまでに発行された住基カードについては、有効期間内は引き続き利用できます。

通知カードと個人番号カードの違いは？

通知カードは、マイナンバーを通知するために書面で送られてくるもので、紙のカードです。
個人番号カードは、希望者の申請により来年1月から交付が開始されるもので、ICチップによる電子証明書を搭載することができます。顔写真付きなので、本人確認書類にもなります。



問い合わせ先
通知カードに関すること
市民保険課市民班
☎53-3126